

川棚町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	13,884	5,605,368	106,720	786,457	14.03	13.19

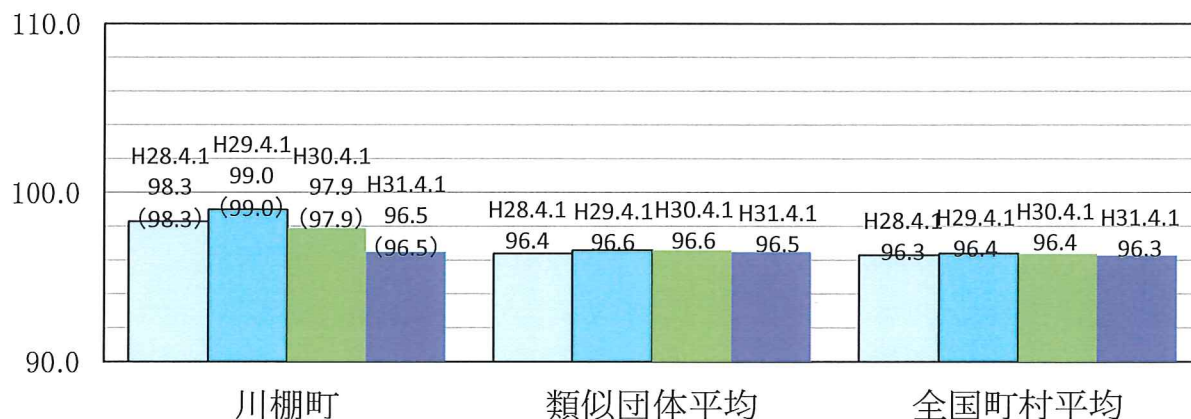
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
30年度	93	340,006	43,807	134,752	518,565	5,576	5,570

(単位：千円)

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給は引下げなし。3級以上の高位号給は最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川棚町	39.6 歳	300,196 円	354,276 円	353,738 円
長崎県	43.6 歳	321,499 円	396,172 円	355,821 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	41.2 歳	303,526 円	361,229 円	329,664 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区 分	川棚町	長崎県	国	
一般行政職	大学卒	180,700 円	180,700 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	148,600 円	148,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(31年4月1日現在)

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	
一般行政職	大学卒	259,540 円	314,950 円	349,300 円	385,000 円
	高校卒	231,300 円	274,800 円	335,683 円	358,273 円

※経験年数別では、人数が少ないところがあるため、5年刻みの平均値を記載しています。

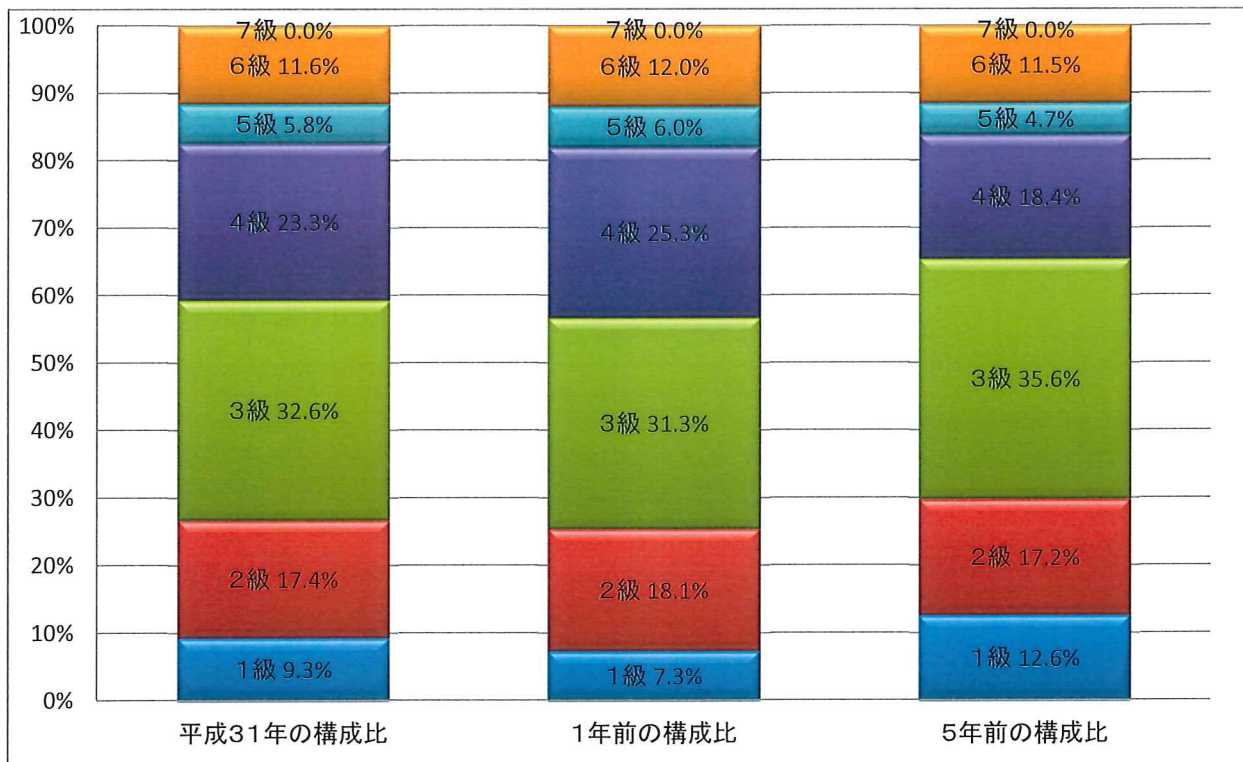
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事補、主事、技師補、技師、保健師、栄養士、社会福祉士の職務	8人	9.3%	144,100円	247,600円
2級	高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保健師、栄養士、社会福祉士の職務	15人	17.4%	194,000円	304,200円
3級	係長、主任主事、主任技師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士の職務 指導主事の職務	28人	32.6%	230,000円	350,000円
4級	高度の知識又は経験を必要とする係長の職務 主任指導主事の職務	20人	23.3%	263,000円	381,000円
5級	課長補佐の職務	5人	5.8%	288,900円	393,000円
6級	会計管理者、課長、局長、室長、次長、学校給食センター所長、参事（以下「課長等」という。）の職務	10人	11.6%	319,200円	410,200円
7級	高度な知識及び相当の経験を経た課長等（参事を除く。）の職務	0人	0.0%	362,900円	444,900円

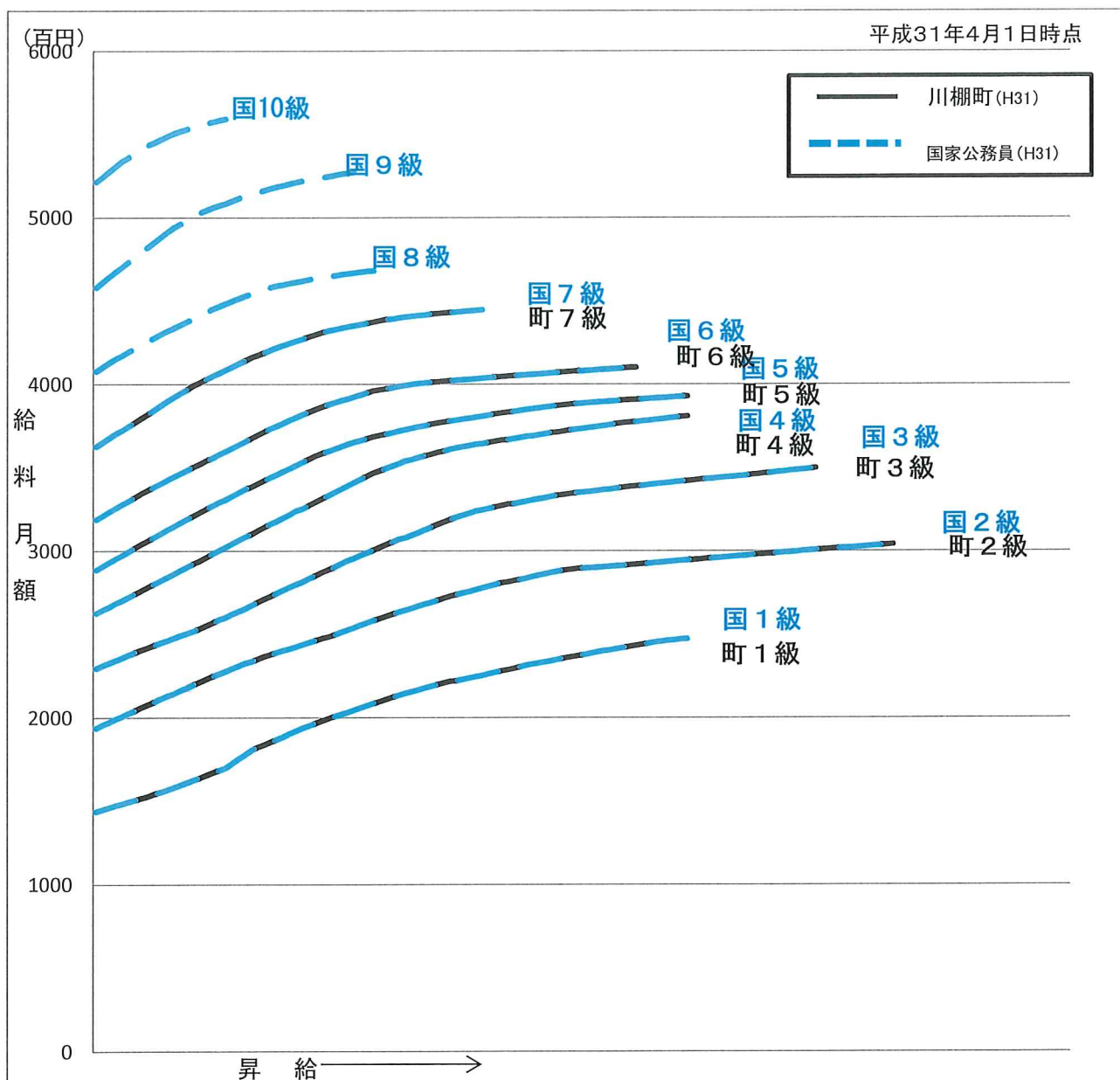
(注) 1 川棚町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (川棚町)

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給が可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期	—		—	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川 棚 町	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,482 千円	1人当たり平均支給額 (30年度) 1,742 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%、管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%、管理職加算10%~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (31年4月1日現在)

川 棚 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 役職に応じた調整額の加算あり		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	
1人当たり平均支給額	0千円	21,693千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)	124 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	8,265 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)	16.1 %		
手当の種類 (手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税等徴収手当	徴税吏員・徴収職員	町税等の臨戸訪問による徴収	・日額500円 (外勤2時間以上) ・徴収1件につき50円
犬猫処理手当	取扱いに従事した者	飼い主不明の犬・猫の死骸処理	1,300円/個
行旅病人取扱い手当	取扱いに従事した者	行旅病人の取扱い	1,000円/回
死亡人取扱い手当	取扱いに従事した者	死亡人の取扱い	3,000円/回
伝染病防疫作業従事手当	伝染病防疫作業従事者	伝染病防疫の取扱い	1,000円/日

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	11,937 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	152 千円
支給実績 (29年度決算)	14,349 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	173 千円

(5) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他 6,500円 ・16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		11,442千円	266,093円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に家賃に応じて27,000円までを限度に支給	同じ		5,101千円	283,383円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上で、通勤のため交通機関を利用する場合は、その運賃相当額 ・自動車等を利用する場合は、距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ		3,160千円	68,172円
管理職手当	・課長、室長、議会議務局長、教育委員会次長、学校給食センター所長 42,000円 ・参事 33,600円	異なる	官職等に応じて支給	5,544千円	504,000円
管理職員特別勤務手当	・管理職手当を支給されている職員が、休日等において臨時又は緊急に勤務した場合、勤務1回につき課長等6,000円、参事4,000円を支給	異なる	官職等に応じて支給	48千円	12,000円

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区分		給料	月額	額	等
給料	町長	740,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
				855,000 円 /	550,000 円
給料	副町長	590,000	円		
				680,000 円 /	476,000 円
報酬	議長	305,000	円	408,000 円 / 218,000 円	
	副議長	251,000	円	340,000 円 / 174,000 円	
	議員	228,000	円	320,000 円 / 155,000 円	
期末手当	町長	(30年度支給割合)			
	副町長	3.35	月分		
期末手当	議長	(30年度支給割合)			
	副議長	3.35	月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	740,000×5×在職年数	1,480万円	任期毎	
退職手当		590,000×3×在職年数	708万円	任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

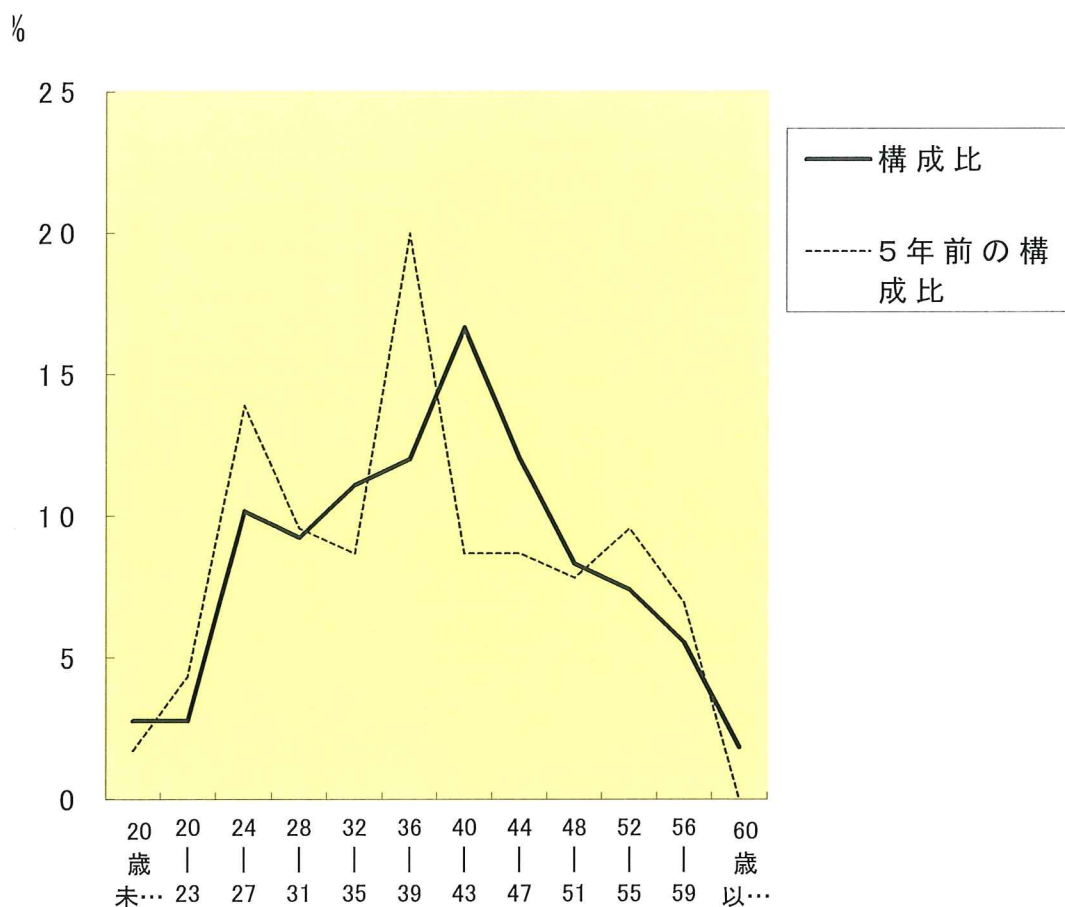
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	新庁舎建設室設置に伴う増
		総 務	26	28	2	
		税 務	9	9	0	
		農 林 水 産	11	11	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	9	9	0	
	民 生	9	9	0		
	衛 生	10	10	0		
	計	78	80	2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 57.62 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 85.98人)	
	教 育 部 門	8	8	0		
	小 計	86	88	2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 63.38 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 104.90人)	
公営会計 企業部 等門	水道課水道事業	6	6	0	業務執行体制見直しによる増	
	水道課下水道事業	5	5	0		
	その他	8	9	1		
	小 計	19	20	1		
合 計		105 [128]	108 [128]	3	<参考> 人口1万人当たりの職員数 77.79 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	3人	3人	11人	10人	12人	13人	18人	13人	9人	8人	6人	2人	108人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数 (率)
	26年	27年	28年	29年	30年	元年	
一般行政	84	83	82	78	78	80	-4 (-4.8%)
教育	12	9	9	8	8	8	-4 (-33.3%)
普通会計計	96	92	91	86	86	88	-8 (-8.3%)
公営企業等会計計	20	21	20	19	19	20	0 (0%)
総合計	116	113	111	105	105	108	-8 (-6.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	311,333	9,156	47,336	15.2	17.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	7	23,739	3,770	9,778	37,287	5,327

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,181

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
企 業 職	41.2 歳	349,283 円	367,500 円
一般行政職	39.6 歳	300,196 円	354,276 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川 棚 町	川棚町 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,630 千円	1人当たり平均支給額 (30年度) 1,482 千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

川 棚 町			川 棚 町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 役職に応じた調整額の加算あり		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 役職に応じた調整額の加算あり	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	0 千円	21,693 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		200 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		28.6 %	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料徴収手当	徴収吏員	水道料金の臨戸訪問による徴収	・日額500円（外勤2時間以上） ・徴収件数1件につき50円

エ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	472 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	68 千円
支給実績（30年度決算）	1,177 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	197 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他 6,500円 ・16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		1,470千円	294,000円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に家賃に応じて27,000円までを限度に支給	同じ		618千円	309,000円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上で、通勤のため交通機関を利用する場合は、その運賃相当額 ・自動車等を利用する場合は、距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ		0千円	0円
管理職手当	・課長、室長、議会事務局長、教育委員会次長、学校給食センター所長 42,000円 ・参事 33,600円	同じ		504千円	504,000円
管理職員特別勤務手当	・管理職手当を支給されている職員が、休日等において臨時又は緊急に勤務した場合、勤務1回につき課長等6,000円、参事4,000円を支給	同じ		0千円	0円